

宜野湾市障がい福祉計画策定業務委託に係る
プロポーザル実施要領

令和8年4月

宜野湾市障がい福祉計画策定業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 募集の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「障害児福祉計画」の一体的な計画として策定された「第 7 期宜野湾市障がい福祉計画」及び「第 3 期宜野湾市障がい児福祉計画」が令和 8 年度をもって終了となる。

本業務は、宜野湾市が、「第 8 期宜野湾市障がい福祉計画」及び「第 4 期宜野湾市障がい児福祉計画」（令和 9 年度～令和 11 年度）を策定するにあたり、その策定業務を委託するものである。策定に際しては、市の総合計画はじめ、本市地域福祉計画等と整合を図るとともに、国や県の指針、計画等を踏まえ、介護保険制度等の他の福祉施策や保健・医療施策等との連携を図り、本市の地域特性に応じた計画を策定していくため、豊富な経験と高い専門知識を備えた外部の専門機関へ業務委託を行う。

事業執行には、高度な企画力、専門性及び経験を要するものであり、価格のみによる競争では当該業務の最適な受託候補者を特定することは困難であると考えことから、複数のコンサルタント業者から企画提案を募るプロポーザル方式を採用し、市職員で構成する選定委員会で審査を行った上で、地方自治法第 234 条第 2 項及び同施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、最も優れた企画提案をした事業者を選定し、随意契約を締結する。

2 資格要件

本業務委託に係る企画提案に参加できる者は、次の要件を満たすものであること

1. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
2. 沖縄県内に事業所本店又は支店（営業所）の事務所を置き、かつ、当該事務所に当該事業所の正規社員が常駐していること
3. 本市又は県内の市町村において、計画策定等の類似業務実績を有すること。
4. 国税、県税及び市町村税について、滞納が無いこと。
5. 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別精算開始の申立てがなされていない者であること。
6. 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事前に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされていない者であること。
7. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続き開始の申立（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法に

よる改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者であること。

8. 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
9. 宜野湾市指名競争入札参加者の指名に関する規定（昭和 60 年 9 月 10 日訓令第 9 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
10. 暴力団員による不当な行為の防止法等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する者でないこと。

3 業務の概要

1. 委託業務名：宜野湾市障がい福祉計画策定業務委託
2. 業務内容 ※仕様書参照
3. 履行期間
契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
4. 提案上限額
総額 6,900,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
※ 上記金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものである。
委託料上限額は、本業務の契約締結に係る上限額であり、この金額を超える見積額で企画提案書が提出された場合は、当該提案者に係る審査自体を行わないものとする。
5. 説明会
本事業の説明会は設けない。仕様書等の質問がある場合は、メールにて所定の様式にて行うものとする。

4 質問方法等

1. 本実施要領及び仕様書等の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式 7）を提出すること。
2. 提出期限：令和 8 年 5 月 11 日（月）17 時まで
3. 提出方法：電子メールにより提出すること。
【提出先メールアドレス】 E:mail: Fukusi15@city.ginowan.okinawa.jp
4. 回答方法：提出された質問の回答は、令和 8 年 5 月 13 日（水）17 時までに質問者名を伏せて、ホームページにて回答する。

5 提出書類

提出書類は、以下のとおり。提出書類は、まとめて整備し、それぞれにインデックスをつけること。
正本 1 部、副本 9 部を提出すること。

1. プロポーザル参加表明書（様式 1）
2. 会社概要（様式 2）
3. 業務経歴書（様式 3）
4. 業務実施体制（様式 4）
5. 配置予定者調書（管理責任者）（様式 5-1）
6. 配置予定者（担当者）（様式 5-2）
7. 企画提案書（任意）（※作成要領は 6 に掲載）
 - （1）業務実施方針
 - （2）業務の実施手法
 - （3）具体的提案（Ⅰ基礎調査 Ⅱ住民意識調査・当事者ニーズ調査 Ⅲ 骨子・計画素案、パブリックコメント等）
 - （4）工程表
8. 見積書（費用内訳）（消費税及び地方消費税を含む金額）
9. 財務諸表（直近決算のもの。コピー可）
10. 当該法人の納税証明書（直近の国税・県税・市町村民税）

6 企画提案書の作成要領

1. 提出する書類の規格は、A4 版片とじ・横書き・片面とする。ただし、資料の作成上 A3 版を利用した方が確認しやすい場合は可とする。また、目次等にあわせインデックスを付けること。当該提案書の枚数は、30 枚程度とする。
2. 文字サイズは、10.5 ポイント以上とする。
3. 企画提案書は、仕様書を踏まえて、本業務に対する貴社の考え方、委託業務項目の実施方法や手法等を提案の基本として、提案趣旨を明確に示し、まとめること。
4. 企画提案書は、5 の「7.企画提案書（任意）」で示した順序で記載するものとする。

7 企画提案書等の提出

1. 提出期限
 - （1）プロポーザル参加表明書（様式 1）
令和 8 年 5 月 20 日（水）17 時まで
 - （2）様式 2～5、企画提案書（任意）見積書、財務諸表、納税証明書
令和 8 年 5 月 20 日（水）17 時まで

2. 提出部数：10部（正本1部、副本9部）
3. 提出方法：持参（土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）または郵送（期限内必着）により提出すること。
4. 提出先：〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号
宜野湾市役所 福祉推進部 障がい福祉課
担当：石川・八ヶ代
TEL：098-893-4411（内線3531、3560）

8 企画提案書等書類審査とプレゼンテーションの予定日時等

1. 応募多数の場合は、市職員で構成する「宜野湾市障がい福祉計画策定業務委託契約候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、提出された企画提案書、その他書類等を審査し、協議の上、企画提案書プレゼンテーションを行う者を一定数に絞り込む場合がある。
2. 上記の選定結果は、電話、メール等で令和8年5月25日（月）に通知する。なお、選定経過に関する質問には回答しないものとし、選定結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。
3. プレゼンテーション・ヒアリングの日時及び場所
令和8年5月28日（木）中央公民館 多目的室
※プレゼンテーションの時間については、後日連絡する。
4. 提案説明時間等
1者あたり30分を目途とする（説明20分、質疑応答10分）
※本市にてプロジェクターを手配するので、必要な場合は、事前に報告すること。（プロジェクターのメーカー等詳細は、後日お知らせいたします。）PC等は、持参すること。また、プレゼンテーションはあらかじめ提出した企画提案書及び関連資料に基づいて行うものとし、当日の追加資料等は認めない。
5. 提案説明実施者
本業務の実務を担う予定の者がプレゼンテーションを行うこと。
6. 選定結果通知
令和8年5月29日（金）に通知する。

9 受託業者の選定

1. 契約候補者の選定
選定委員会において、プレゼンテーション、委員によるヒアリングを実施する。当該審査は、非公開とする。
2. 選定方法
提出された企画提案書の内容及びヒアリングの内容を総合的に判断し、優れていると認める

上位 1 事業者を当該業務の最優秀企画提案者として契約候補者に選定する。次に優れていると認める者を、次点の契約候補者に選定する。1 位は、最高得点をつけた委員の数が最も多い事業者とする。1 位が複数いる場合は、合計得点が高いものを選定する。ただし、一定の基準に満たない場合は選定しない場合もある。

3. 審査基準

次の審査項目について、その信頼性、妥当性や理解度等を総合的に審査する。

会社概要 (様式2-5)	組織力・実施体制	1. 業務遂行能力・技術力	同種または類似業務の実績は十分か。 (実績の有無、件数、県内での実績)
		2. 実施体制	担当者数、担当者の配置や構成が妥当であり、適切に業務を提供できる実施体制か。
		3. 担当者	同種・類似業務の実務実績はあるか。現在手持ちの業務件数は適切か。
企画提案書 (任意)	業務理解	4. 業務の実施方針	国の動向や市の特徴を的確に把握した上で、提案全体が明確な方針に基づき構成されているか。
		5. 住民意識調査	本市におけるニーズ調査に関する提案が的確な内容になっているか。回収・分析方法が妥当で信頼性があるか。
	企画内容	6. 提案内容の適格性	・上位・関連計画との整合性を保つ内容となっているか。(総合計画、地域福祉計画、障がい者基本計画) ・現計画の評価やサービス供給量の推計に基づき、その目標達成のための方策について、適切に設定された計画案が期待できる提案となっているか。
		7. 実施手法・工程	全体を通して、業務の実施手続き等(業務フロー、工程表等)について妥当性があるか。
総合評価		8. 各提出書類やプレゼンテーション全体を通して、十分な提案内容になっているか。 ・全体を通して、提案内容に説得力・整合性があるか。 (実際の業務担当者が説明を行っているのか) ・質問等に的確に回答できたか。	

様式 2	その他	9. 事業所の所在	企画提案者が市内事業者であるか
見積書	予算	10. 見積金額	見積額の内訳内容は現実的で妥当であるか。市が定めた仕様書の事業内容が網羅されているか。

4. 選定結果の通知

選定結果は、選定結果通知書を送付する。なお、選定経過に関する質問には回答しないものとし、選定結果に対する異議申し立ては受け付けないものとする。

5. 委託契約について

選定委員会において選定された業者と委託内容の協議を行い、委託契約を締結する。ただし、本市と第1位の業者との間で、委託契約の内容に関して合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約できるものとする。

10 提案者の失格事由及びその他留意事項について

1. 提案者の失格事由

- (1) 参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等、選定委員会の委員長が失格と認めた場合

2. その他留意事項

- (1) 経費負担
 - ・企画提案書等の作成経費や旅費等の必要経費等、本プロポーザルに参加する費用は参加者の負担とする
- (2) 書類の返却について
 - ・提出後の提案書類等は返却しない。
- (3) 辞退について
 - ・提案を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式6）を提出すること。
- (4) 提出書類について
 - ・提出書類についての差し替え及び修正は、公募期間中は認めるが、公募締切後は一切認めない。
 - ・市が追加で資料を求めた場合は、速やかに対応すること。